

インターネットの通信販売で「初回実質0円、送料のみ」「1回目90%オフ」など、通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数か月間の定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられ、消費者庁が注意を呼び掛けています。

【事例1】

1 回だけのお試しのつもりで申込んだが、低価格になるのは定期購入が条件だった。解約するためには通常の料金が必要だと言われ支払った。

【事例2】

購入したサプリメントの効果が確認できなかったので解約を申し出たが、定期購入のため途中では解約できないと言われた。

【事例3】

1 回だけのお試しで購入したが、2 回目が届き定期購入だと気が付いた。解約したいが事業者と電話がつかない。

アドバイス

○ホームページなどには消費者にとって魅力のある部分を強調する反面、定期購入や解約に関する条件などの部分が非常に分かりにくく広告されています。



- 定期購入が条件となっていないか、解約や返品ができるかどうかなど、解約条件を事前にしっかり確認しましょう。
- 事業者に連絡した記録を残しておきましょう。
- トラブルなどになった場合は、消費生活センターに相談してください。

岡崎市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)